

議案第8号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

令和4年4月の組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

- (1) 美術館整備局に美術振興監を新たに置き、その職務を定める。(第7条及び第8条関係)
- (2) 小中学校課に県立夜間中学設置準備室を新設することに伴い、その関係事務を小中学校課の分掌事務に追加する。(第4条関係)
- (3) 鳥取県立学校学校評議会及び鳥取県立学校学校関係者評価委員会の廃止に伴い、記載を整理する。(別表第2関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課～教育人材開発課 略</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) <u>県立中学校、市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) <u>県立中学校、市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導（いじめ・不登校に関するものを除く。）及び職業指導に関すること。</p> <p>(3) <u>県立中学校及び市町村立学校</u>の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>特別支援教育課～体育保健課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（局及び課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、美術館整備局に次長又は<u>美術振興監</u>を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 美術振興監 上司の命を受け、美術振興に関する専門的事項の企画に参画する。</u></p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課～教育人材開発課 略</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) <u>市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) <u>市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導（いじめ・不登校に関するものを除く。）及び職業指導に関すること。</p> <p>(3) 市町村立学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>特別支援教育課～体育保健課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（局及び課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、美術館整備局に次長を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p>

(12) 略

(13) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
5 小中学校課	学びの改革推進室、 <u>県立夜間 中学設置準備室</u>
略	

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県指導改善研修教 員審査委員会	教育人材開発課
略	
略	
鳥取県特別支援教育推 進委員会	特別支援教育課
鳥取県立学校第三者評 価委員会	高等学校課
略	

(11) 略

(12) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
5 小中学校課	学びの改革推進室
略	

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県指導改善研修教 員審査委員会	教育人材開発課
鳥取県立学校学校評議 委員会	
略	
略	
鳥取県特別支援教育推 進委員会	特別支援教育課
鳥取県立学校学校関係 者評価委員会 (特別支 援学校に係るものに限 る。)	高等学校課
鳥取県立学校学校関係 者評価委員会 (高等学 校に係るものに限る。)	
鳥取県立学校第三者評 価委員会	
略	
略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。